

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規程に基づき、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を次のとおり実施する。

令和7年3月1日

岡山県公安委員会

1 散弾銃

(1) トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるものをいう。）

開催年月日	開催場所
令和7年4月3日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月7日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月9日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月14日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月21日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月22日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月28日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月30日（水）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年5月5日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月9日（金）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年5月12日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月14日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年5月19日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月26日（月）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月28日（水）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年5月29日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

令和7年6月2日(月)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月3日(火)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月9日(月)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月11日(水)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月16日(月)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月23日(月)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月25日(水)午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年6月26日(木)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月30日(月)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

(2) スキー射撃(クレがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

開催年月日	開催場所
令和7年4月3日(木)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月4日(金)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月9日(水)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月11日(金)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月18日(金)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年4月22日(火)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年4月25日(金)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月2日(金)午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月9日(金)午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場

令和7年5月9日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月14日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年5月16日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月23日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年5月29日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年5月30日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月3日（火）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月6日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月11日（水）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月13日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月20日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場
令和7年6月26日（木）午後1時	岡山市北区御津下田629 岡山県クレ射撃場
令和7年6月27日（金）午前10時	倉敷市福田町浦田740-1 倉敷国際射撃場

2 ライフル銃

開催年月日	開催場所
令和7年4月1日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年4月8日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年4月15日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年4月22日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年5月13日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場

令和7年5月20日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年5月27日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年5月27日（火）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場
令和7年6月3日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年6月10日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年6月17日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年6月24日（火）午前10時	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場
令和7年6月24日（火）午前9時	真庭市仲間1816 湯原国際射撃場

3 受講手続

(1) 提出書類

所定の様式による受講申込書 1通

(2) 提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出期間

受講しようとする講習会の開催日の7日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規程する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

4 受講手数料

1万4,000円

（注） 受講手数料は、納付後は返還しない。

5 その他

(1) 各講習の受講定員は、おおむね5人とする。

(2) 代理受講は認めない。

(3) 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。